

障がい者差別解消支援地域協議会について

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第17条第1項に係る障がい者差別解消支援地域協議会の設置について

1 背景等

(1) 背景・国の動向等（資料1-2・資料1-3）

- ・障害者権利条約の署名・締結（平成19年9月28日）
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の施行（平成28年4月1日）（以下「法」という。）
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行規則（平成28年内閣府令第2号）の施行（平成28年4月1日）（以下、「施行規則」という。）
- ・障害者差別解消支援地域協議会設置の手引き（改訂版）の発出（平成28年3月）（以下「手引き」という。）

(2) 本市の対応

法第17条第1項に係る障がい者差別解消支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）については、城陽市障がい者自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）をもって地域協議会とする。

2 地域協議会に係る自立支援協議会委員の取扱いについて

臨時委員

法17条第1項では「国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(略)は、(略)障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。」と規定されているが、組織する立場の本市の機関が不足することから、城陽市障がい者自立支援協議会規則第2条第1項第6号に基づき本市福祉保健部職員から、自立支援協議会の臨時委員として出席を求める。

3 地域協議会の役割について

手引きでは次のとおり示されている。

- ① 複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有
- ② 関係機関等が対応した相談に係る事例の共有
- ③ 障害者差別に関する相談体制の整備
- ④ 障害者差別の解消に資する取組の共有・分析
- ⑤ 構成機関等における斡旋・調整等の様々な取組による紛争解決の後押し
- ⑥ 障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発